

宿泊事業者アンケート(令和6年6月実施)

調査結果一覧

1 調査概要

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊税の税率を見直した場合の税収や徴税業務への影響等を把握し、見直しの参考とすること ・ 宿泊税の認知度や広報物のニーズ等を把握し、改善に向けた課題を抽出すること
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の宿泊施設 400 件を無作為抽出 ※ 総定員数の割合を踏まえ、旅館・ホテル 240 件、簡易宿所 120 件、住宅宿泊事業届出施設 40 件をそれぞれ抽出
方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「Graffer スマート申請」のアンケート機能を利用したオンライン調査(調査依頼文は個別に郵送) ・ 調査期間：令和6年6月5日～24日
質問項目	<p>【施設について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設種別 ・ 所在行政区 ・ 総客室数及び総定員数 ・ 宿泊料金区分ごとの延べ宿泊者数 <p>【宿泊税について】</p> <p>(認知度・広報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊税の認知度(日本人客・外国人客) ・ 施設における広報の方法 ・ 宿泊客の反応 ・ 京都市による宿泊税の広報に対する意見 <p>(徴収事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊税の徴収方法 ・ キャッシュレス決済の対応状況 ・ 徴収事務で苦労していること ・ 徴収額に対するコスト比率 <p>(使途)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 希望する宿泊税の使途 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の在り方や運用上の課題等に対する意見(自由記述) ・ 施設名称(自由記述)
回答数	103件(回答率25.8%)

2 調査結果

A 施設について

A1 施設の種別

問 貴施設の種別は次のどれですか。

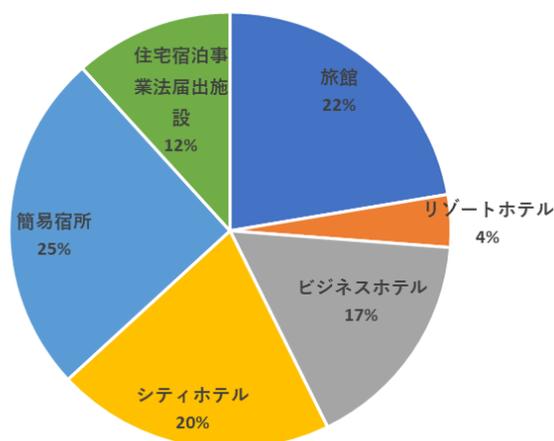
※リゾートホテル：ホテルのうち行楽地や保養地に建てられた、主に観光客を対象とするもの

※ビジネスホテル：ホテルのうち主に出張ビジネスマンを対象とするもの

※シティホテル：ホテルのうちリゾートホテル、ビジネスホテル以外の都市部に立地するもの

(n=103)

施設の種別	回答数	構成比
旅館	23	22.3%
リゾートホテル	4	3.9%
ビジネスホテル	17	16.5%
シティホテル	21	20.4%
簡易宿所	26	25.2%
住宅宿泊事業法届出施設	12	11.7%

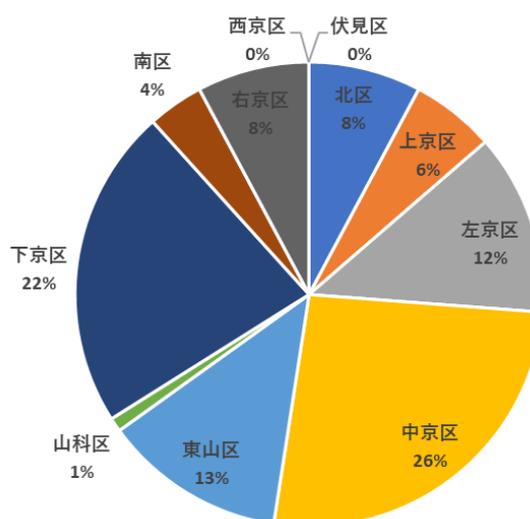


A2 行政区

問 貴施設の属する行政区は次のどれですか。

(n=103)

行政区	回答数	構成比
北区	8	7.8%
上京区	6	5.8%
左京区	13	12.6%
中京区	27	26.2%
東山区	13	12.6%
山科区	1	1.0%
下京区	23	22.3%
南区	4	3.9%
右京区	8	7.8%
西京区	0	0.0%
伏見区	0	0.0%



A3 総客室数及び総定員数

問 貴施設の2024年5月1日現在の総客室数及び総定員数をご記入ください。

(n=103)

総客室数	回答数	構成比
～4室	35	34.0%
5～24室	25	24.3%
25～99室	22	21.4%
100～249室	18	17.5%
250～499室	3	2.9%
500室～	0	0.0%

(n=103)

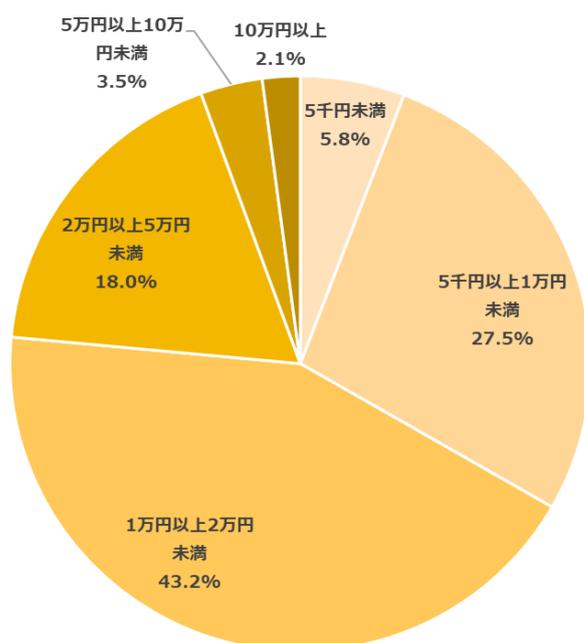
総定員数	回答数	構成比
～9人	32	31.1%
10～49人	24	23.3%
50～199人	26	25.2%
200～499人	17	16.5%
500～999人	4	3.9%
1000人～	0	0.0%

A4 延べ宿泊者数（2023年）

問 貴施設における以下の宿泊料金区分ごとの2023年の延べ宿泊者数をご記入ください。なお、正確な数が不明の場合は、概数でご記入ください。
 ※宿泊料金とは、食事代や消費税等を除き、サービス料等を含んだ一人当たりの金額をいいます。

（料金区分ごとの宿泊者数を回答、n=103）

宿泊料金	宿泊者数	構成比
5千円未満	123,095	5.8%
5千円以上1万円未満	581,461	27.5%
1万円以上2万円未満	913,399	43.2%
2万円以上5万円未満	380,057	18.0%
5万円以上10万円未満	73,067	3.5%
10万円以上	44,626	2.1%



B 宿泊税について

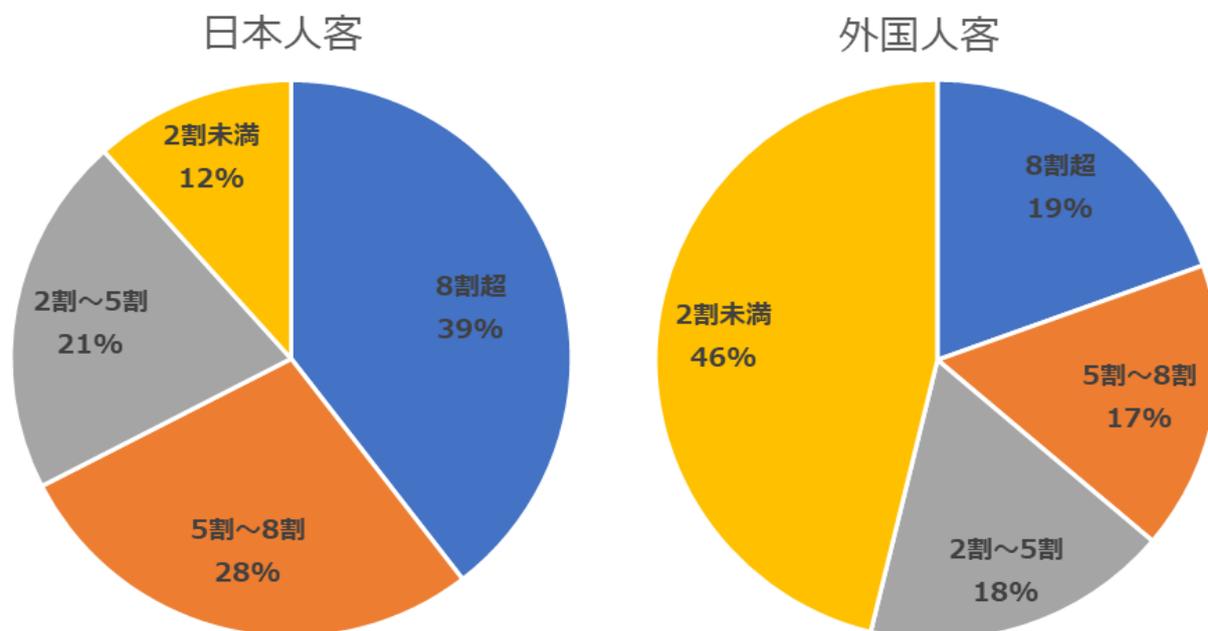
B1 宿泊税の認知度（国・地域別）

問 直近1年間で、貴施設の宿泊客に京都市の宿泊税はどのくらい認知されてきましたか。

（国・地域区分ごとに単一回答、n=103）

認知度の割合	日本人	外国人合計			
		アジア	欧州、北米	その他地域*	
8割超	34 (33.0%)	13 (12.6%)	15 (14.6%)	13 (12.6%)	41 (13.3%)
5割～8割	24 (23.3%)	10 (9.7%)	14 (13.6%)	11 (10.7%)	35 (11.3%)
2割～5割	18 (17.5%)	17 (16.5%)	11 (10.7%)	9 (8.7%)	37 (12.0%)
2割未満	10 (9.7%)	32 (31.1%)	33 (32.0%)	32 (31.1%)	97 (31.4%)
わからない	11 (10.7%)	26 (25.2%)	24 (23.3%)	25 (24.3%)	75 (24.3%)
この国・地域の客はほとんどいない	6 (5.8%)	5 (4.9%)	6 (5.8%)	13 (12.6%)	24 (7.8%)

※その他地域：南米、アフリカ、オセアニア地域



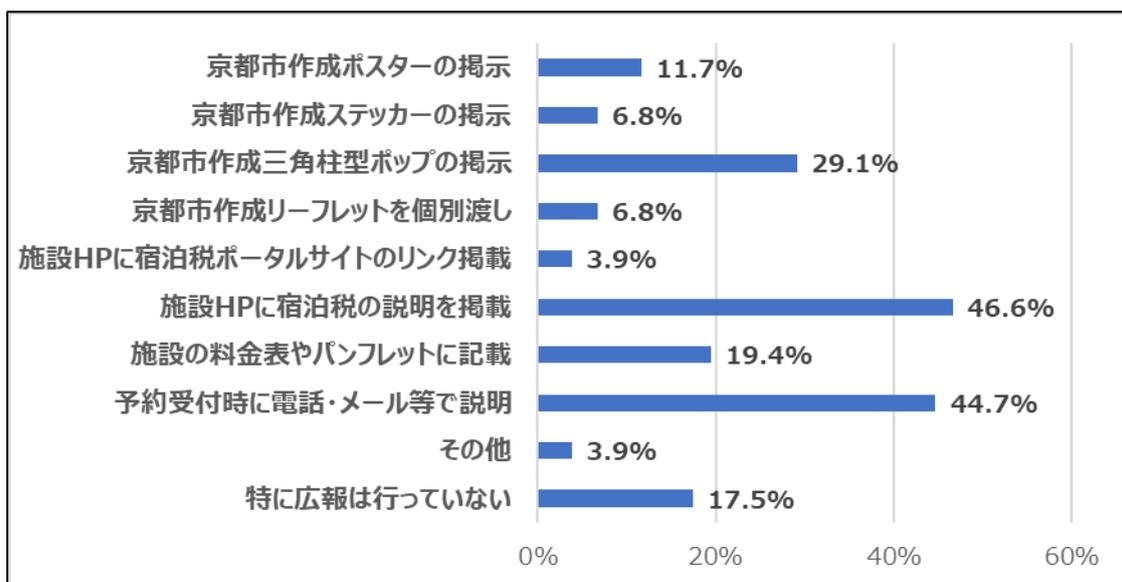
※「わからない」・「この国・地域の客はほとんどいない」の回答を除く

B2 宿泊税の広報方法

問 貴施設では、宿泊税についてどのように広報をしていますか。当てはまるものをすべて選択してください。

(n=103)

宿泊税の周知方法	回答数	構成比
京都市作成ポスターの掲示	12	11.7%
京都市作成ステッカーの掲示	7	6.8%
京都市作成三角柱型ポップの掲示	30	29.1%
京都市作成リーフレットを個別渡し	7	6.8%
施設HPに宿泊税ポータルサイトのリンク掲載	4	3.9%
施設HPに宿泊税の説明を掲載	48	46.6%
施設の料金表やパンフレットに記載	20	19.4%
予約受付時に電話・メール等で説明	46	44.7%
その他	4	3.9%
特に広報は行っていない	18	17.5%



<その他の回答（自由記載）>

- 予約サイトや予約システム内にて提示している。【ビジネスホテル】
- 外部宿泊予約サイトにおいて記載をしている。【リゾートホテル】
- OTAサイトに掲載している。客室のインフォメーションブックに掲載している。【シティホテル】
- チェックイン時にリーフレットを見せながら説明している【シティホテル】

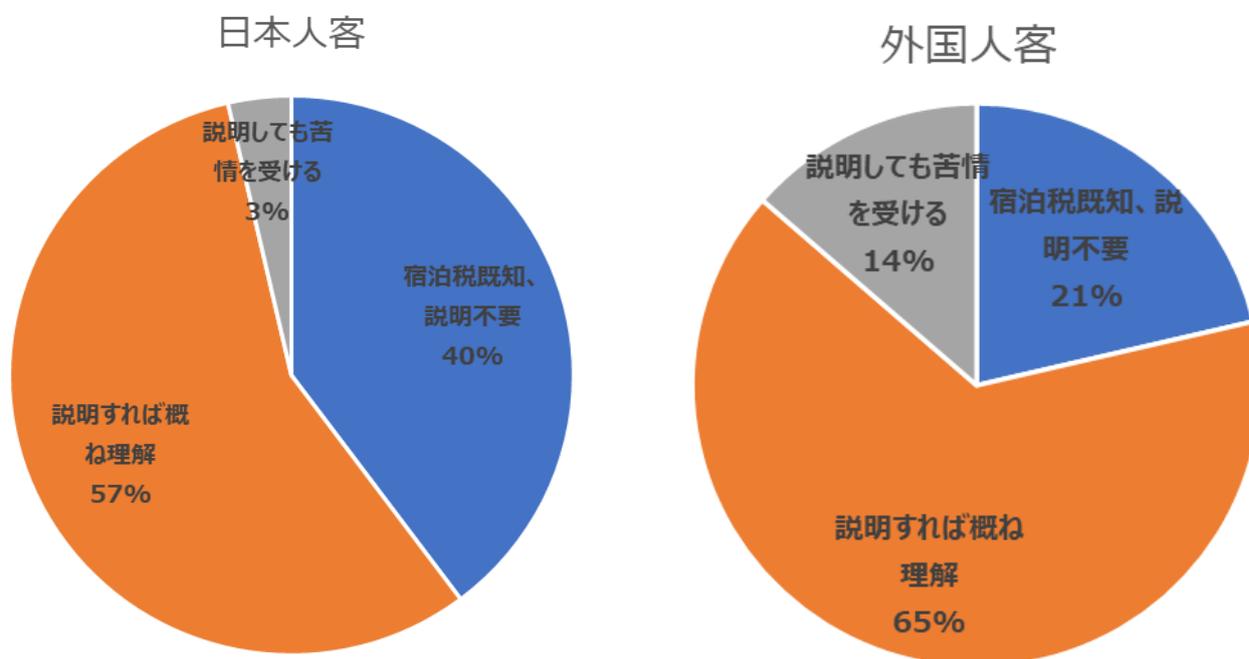
B3 宿泊客の反応（国・地域別）

問 直近1年間で、宿泊税の支払に関する広報・説明に対して、貴施設の宿泊客からはどのような反応がありましたか。次のうちから最も当てはまるものを選択してください。

（国・地域区分ごとに単一回答、n=103）

宿泊客の反応	日本人	外国人合計			
		アジア	欧州、北米	その他地域※	
宿泊税をすでに知っており、説明不要	31 (31.0%)	13 (13.0%)	17 (18.1%)	14 (14.9%)	44 (15.6%)
説明すれば、概ね理解してもらえる	46 (46.0%)	42 (42.0%)	47 (50.0%)	39 (41.5%)	126 (44.7%)
説明しても苦情を受けることがある	3 (3.0%)	14 (14.0%)	3 (3.2%)	7 (7.4%)	23 (8.2%)
わからない	14 (14.0%)	27 (27.0%)	23 (24.5%)	24 (25.5%)	72 (25.5%)
この国・地域の客はほとんどいない	6 (6.0%)	4 (4.0%)	4 (4.3%)	10 (10.6%)	17 (6.0%)

※その他地域：南米、アフリカ、オセアニア地域



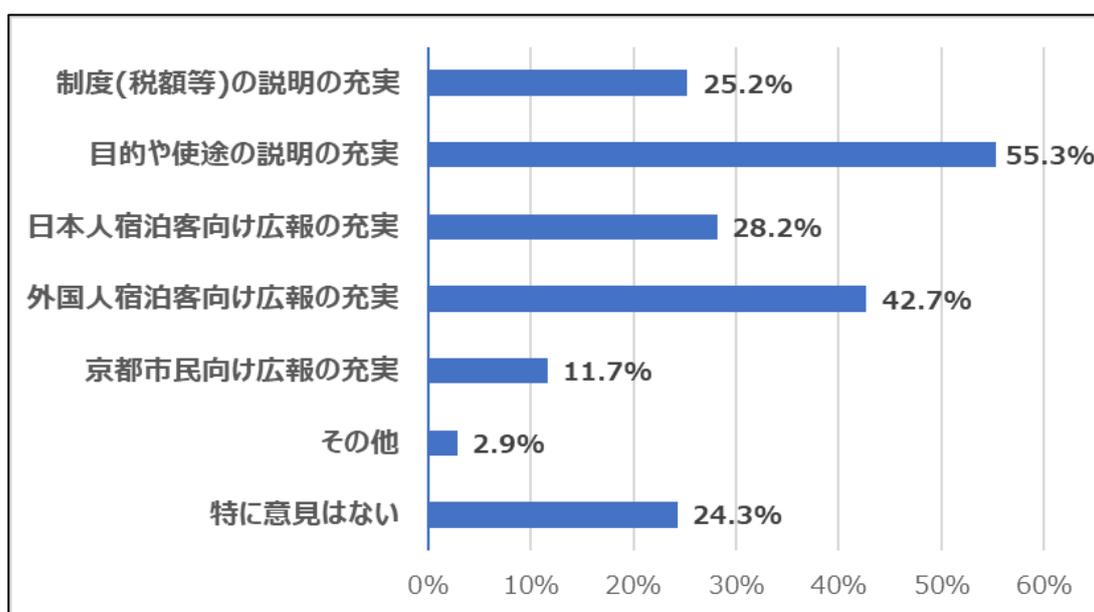
※「わからない」・「この国・地域の客はほとんどいない」の回答を除く

B4 宿泊税の広報に対するご意見

問 京都市による宿泊税の広報に対する貴施設の意見について、当てはまるものをすべて選択してください。

(n=103)

宿泊税の広報に対する意見	回答数	構成比
制度(税額等)の説明の充実	26	25.2%
目的や用途の説明の充実	57	55.3%
日本人宿泊客向け広報の充実	29	28.2%
外国人宿泊客向け広報の充実	44	42.7%
京都市民向け広報の充実	12	11.7%
その他	3	2.9%
特に意見はない	25	24.3%



<その他のご意見（自由記載）>

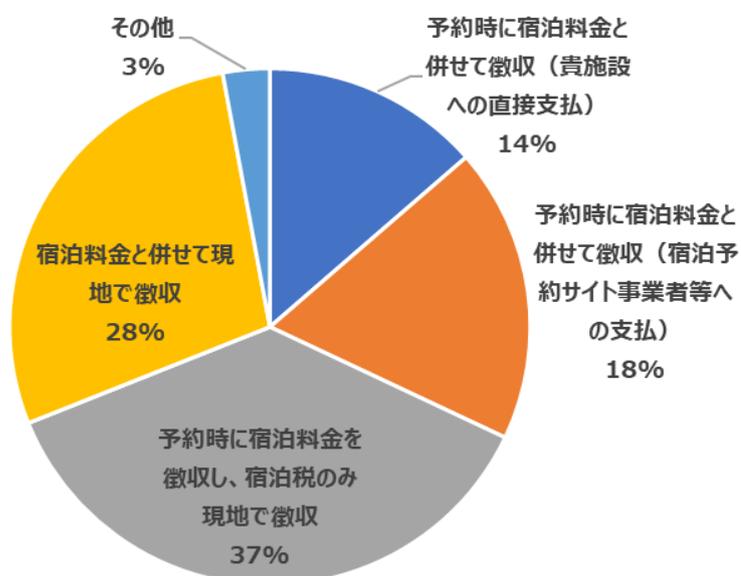
- 旅行社や観光案内の Web 等で、京都に宿泊される場合には宿泊税の支払いが必要との広報を徹底してほしい【住宅宿泊事業法届出施設】
- 予約サイトの方で、宿泊時に自動的に加算してもらえるようにしてほしい【住宅宿泊事業法届出施設】
- 訪日客からはもっと徴収しても良いと思う。【シティホテル】

B5 宿泊税の徴収方法

問 貴施設における宿泊税の徴収方法について、最も多く用いられるものを次のうちから選択してください。

(n=103)

宿泊税の徴収方法	回答数	構成比
予約時に宿泊料金と併せて徴収 (施設への直接支払)	14	13.6%
予約時に宿泊料金と併せて徴収 (宿泊予約サイト事業者等への支払)	19	18.4%
予約時に宿泊料金を徴収し、 宿泊税のみ現地で徴収	38	36.9%
宿泊料金と併せて現地で徴収	29	28.2%
その他	3	2.9%

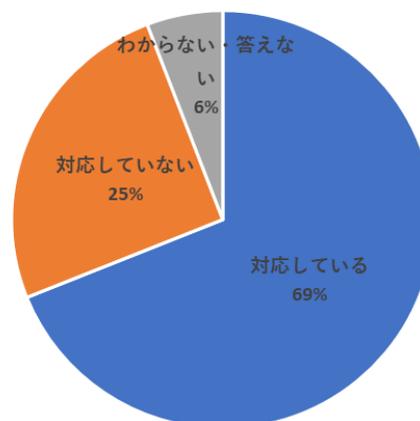


B6 キャッシュレス対応

問 貴施設では、宿泊税のキャッシュレス決済に対応していますか。

(n=103)

宿泊税のキャッシュレス対応	回答数	構成比
対応している	71	68.9%
対応していない	26	25.2%
わからない・答えない	6	5.8%

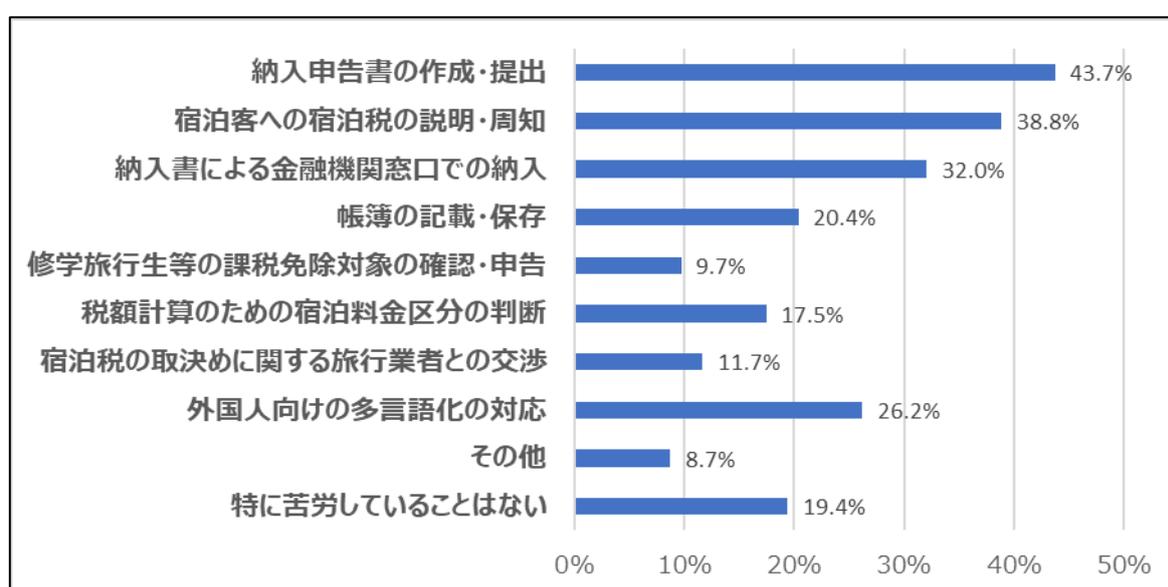


B7 徴収事務での苦労していること

問 宿泊税の徴収事務について、貴施設が苦労されていることは何ですか。当てはまるものをすべて選択してください。

(n=103)

徴収事務で苦労していること	回答数	徴収事務で苦労していること	回答数
納入申告書の作成・提出	45	税額計算のための宿泊料金区分の判断	18
宿泊客への宿泊税の説明・周知	40	宿泊税の取決めに関する旅行業者との交渉	12
納入書による金融機関窓口での納入	33	外国人向けの多言語化の対応	27
帳簿の記載・保存	21	その他	9
修学旅行生等の課税免除対象の確認・申告	10	特に苦労していることはない	20



<その他のご意見（自由記載）>

- エージェントのプランで宿泊税が含まれているのかが、プランやエージェントにより異なりややこしい。【旅館】
- 宿泊税のみ現金徴収しているので面倒。キャッシュレス分の手数料を市が負担しないと施設側の損益になる。【旅館 同種の意見1件（旅館）】
- 宿泊料金が1部屋あたりの料金なので、1部屋2名様利用の時（200円×2名）より、1名様利用の方が、宿泊税が高くなる（500円×1名）場合があり、お客様への説明に苦労することが多い。また、連泊中に1部屋に宿泊される人数が変わる場合の徴収も苦労する。【シティホテル 同種の意見1件（シティホテル）】
- インボイス対応とイレギュラーな人数設定と宿泊税のかねあい。【ビジネスホテル】
- 令和7年度より府の電子申告システムが使えなくなり、eLTAXの利用に電子証明書が必要になる事。納税するためにお金が掛かる。【シティホテル】
- このようなアンケートの対応【ビジネスホテル】

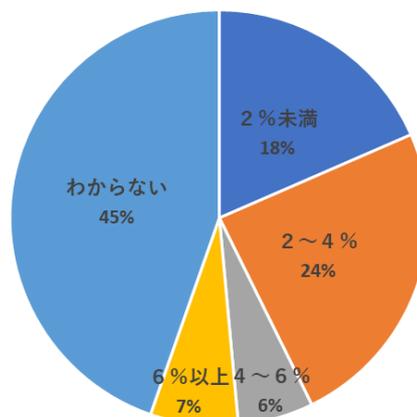
B8 徴収コスト

問 貴施設における宿泊税の徴収額に対する徴収コスト（※）の比率について、次のうちから最も当てはまるものを選択してください。

※ 納入申告書の作成・提出に要する費用、クレジットカード決済手数料など

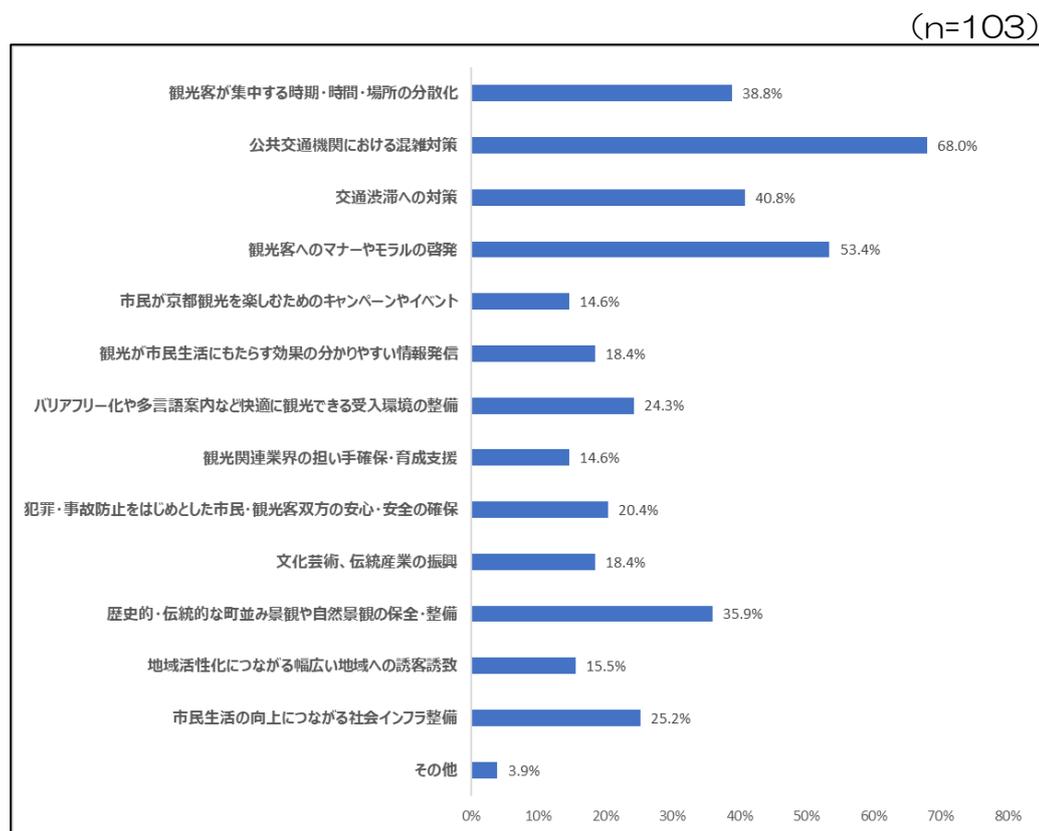
(n=103)

徴収コスト	回答数	構成比
2%未満	19	18.4%
2～4%	25	24.3%
4～6%	6	5.8%
6%以上	7	6.8%
わからない	46	44.7%



B9 望ましい使いみち

問 京都市の宿泊税の使いみちについて、望ましいと思うものは何ですか。当てはまるものをすべて選択してください。



<その他のご意見（自由記載）>

○前作成されていた、「おこしやす京都京歩きマップ」が大変わかりやすく、お客様に説明する時にも日本・外人客共に大変便利でした。是非復活させて欲しい。【旅館】

C その他

C1 宿泊税についてのご意見

京都市の宿泊税制度の在り方や制度の運用上の課題等について、ご意見等を自由にお書きください。（自由記載）

<主なご意見>

<税率>

- 上げることには大いに賛成。【旅館】
- 自助努力で宿泊料金を低く抑えても、消費税・宿泊税・入湯税が上乗せにより、結局高くなってしまふ。これ以上宿泊税が増額された場合、お客様からの苦情や支払拒否などの事態が発生することが予想される。また、現在の税額は低価格帯施設ほど高率となり不公平である。宿泊税の廃止や免除の範囲を定めてほしい。【簡易宿所 同種の意見4件（簡易宿所3件、住宅宿泊事業法届出施設1件）】
- 宿泊料金が高額の場合は現行税率より税率を上げ、少額の場合は税率を下げるべきと考える。【住宅宿泊事業法届出施設】
- 宿泊税込みでの価格表示をしており、税額が変わると全てのシステムを書き換える必要があり、非常に困る。【シティホテル】
- 宿泊料金によって税額が変わることが経理上の事務処理や、お客様へのご案内・徴収の苦労を大変大きくしている。一律に同額にしてほしいと現場では切望している。【シティホテル 同種の意見1件（ビジネスホテル）】
- 1室いくらという価格設定のため、宿泊税が客室レートで決定されるような仕組みであると煩雑さが減ってありがたい。【シティホテル】
- 増え続ける財源を宿泊税だけで進めるには限界があり、施設への分担金・協力金・寄附金及びふるさと納税や駐車税・別荘税・入場税・環境税等複合的に考えて行くべきである。京都の宿泊客は約3割で、約7割が日帰りである。【シティホテル】

<使途>

- 市民生活と観光の共存ため、オーバーツーリズム対策（量より質へのシフト）を第一に、第二は京都らしさの維持と市民生活の向上に役立ててほしい。【シティホテル 同種の意見3件（シティホテル1件、旅館1件、簡易宿所1件）】
- 使途が不明確。京都市の予算不足への充当は×。【旅館】
- 観光地のバス停や道路での誘導員の設置(清水道、五条坂バス停や交差点など)。【旅館】

<徴収事務>

- キャッシュレスを推進したいが、カード決済手数料が2.5%~5%近くかかり、宿泊税は現金徴収せざるを得ない。徴収コストとして課税行政機関が負担すべきである。【旅館 同種の意見2件（旅館2件）】
- 事前カード決済が多く、宿泊税のみの支払いの方も多いのでお客様に面倒な顔をよくされる。【シティホテル】
- オンライン納付を簡単にできるようにしてほしい。【簡易宿所 同種の意見1件（ビジネスホテル1件）】

○宿泊税の電子申請で、支払納付書も自動作成・印刷できるようになれば助かる。【住宅宿泊事業法届出施設】

○システム設定に手間が掛かり、予約処理ミス等で宿泊税の回収が不能になった場合、施設が負担する（損金の発生）。現場（宿泊事業）の現在のシステムも理解し簡素化してほしい。【シティホテル】

○1箇月の滞納で多額の追徴金を請求された。宿泊施設が京都市に代わって徴収、納入の協力をしているにも関わらず、追徴のリスクがこんなにも高いことは納得いかない。警告や追徴までの猶予をもっと伸ばすなどの検討をしていただきたい。【簡易宿所】

<周知・広報>

○「ホテルから変な料金を請求された」として悪い口コミを書く海外ゲストもあり、周知不足とともに、行政と各OTAとの連携が出来ていないと感じる。【ビジネスホテル】

○主要な駅などで観光客向けにしっかりとした案内広告が欲しい。外国人は概ね理解を頂くが、苦言を申されるのは、日本人と特に京都府民である。【シティホテル】

○宿泊税の税額、用途については、京都市民はもとより国内外へ広報していただきたい。また、収支報告書を作成してほしい。【住宅宿泊事業法届出施設 同種の意見5件（シティホテル2件、簡易宿所3件）】